

入院患者のみなさまへ

入院期間が 180 日を超えた日以後の入院に係る療養 (長期特定入院料) について

同じ症状による入院期間が通算で180日を超えますと、患者さんの病態等によっては入院料の15%にあたる医療費が保険給付対象外となります。

これは、他の医療機関から転院となった場合なども対象となり、180日を超えて引き続き入院される場合は、以下の金額をご負担していただくこととなりますのでご了承ください。

当院では、入院期間が180日を超えた日より、以下の金額が患者負担となります。

- 急性期一般入院料 5・・・1日につき 2,600円

ただし、以下の状態にある患者さんの場合は、自己負担が発生しません。

- ◆厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- ◆15歳未満の方
- ◆重度の意識障がい者、脊髄損傷等の重度障がい者など

また、下記の状態での入院期間は通算入院日数の対象から除外されます。

- ◆重症者等医療上の必要から個室または2人部屋に入院されている方
- ◆人工呼吸器を使用されている方
- ◆人工透析を週2回以上実施されている方で、日常生活自立度がランク B 以上の方

この他にも対象から除外される条件等がございますので、詳しくは入院係までお尋ねください。また、通算日数が180日を超えて入院となる場合は、入院係担当から同意書の提出をご依頼いたしますので、ご協力をお願いいたします。

岩手県立遠野病院長